

大磯町海岸自動車等乗入れ禁止条例

(目的)

第1条 この条例は、大磯町の区域における海岸の環境を保全するため、法令その他別に定めるもののほか、海岸における環境保全上障害となる行為の規制等について必要な事項を定め、もって快適な環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 海岸 平塚市行政境から二宮町行政境までの海岸で、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設及び一般国道1号西湘バイパス(ただし、その両者が並行する区域においては、両者のうち北側に位置するもの)から汀線までの砂浜区域(大磯港湾の施設内を除く。)をいう。

(2) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。

(禁止行為)

第3条 町民及び町への外来者は、海岸において自動車等を乗り入れる行為をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前項の行為をすることができる。

(1) 法令による許認可を受けた場合

(2) 海岸の管理上必要な場合

(3) 緊急やむを得ない場合

(4) その他町長が特に認めた場合

(勧告)

第4条 町長は、前条第1項に規定する行為をした者に対し、自動車等を海岸から除去するなどの必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第5条 町長は、前条の勧告に従わない者があるときは、その者に対し自動車等を海岸から除去するなどの必要な措置を講ずべきことを命令することができる。

(罰則)

第6条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の規定に違反した者

(2) 第5条の規定による命令に違反した者

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。